

春日井市児童ショートステイ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童を養育している家庭の保護者が病気その他の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、社会福祉施設等において一時的に養育又は保護することにより、当該児童及び当該児童の保護者並びにその家庭の福祉の向上を図るために実施する児童ショートステイ事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 事業を利用できる者は、市内に居住する児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童又は緊急一時的に保護を必要とする母子等で市長が認めたものとする。

(実施の委託)

第3条 市長は、事業の一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(実施施設)

第4条 事業を実施する施設は、あらかじめ市長が指定した児童福祉施設等（以下「実施施設」という。）とする。

(利用の要件)

第5条 市長は次に掲げる場合に実施施設において養育又は保護するものとする。

- (1) 児童の保護者が疾病、出産、事故、看護等の家庭養育上の事由又は冠婚葬祭、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等の社会的事由により、一時的に家庭において養育できない場合
- (2) 児童の保護者が育児疲れ、育児不安等の身体上又は精神上の理由により、一時的に養育が困難となった場合
- (3) 母子が経済的理由等により緊急一時的に保護を必要とする場合
- (4) その他市長が適当と認める場合

(利用の期間)

第6条 利用の期間は、原則として7日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、必要最小限の範囲内でこれを延長することができる。

(利用の手続)

第7条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、児童ショートステイ申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに利用の要件、世帯の状況、利用しようとする期間及び実施施設の収容能力を調査し、必要と認めるときは児童ショートステイ決定通知書（第2号様式）を、必要と認められないときは児童ショートステイ却下通知書（第3号様式）を申請者に通知するものとする。

3 市長は、事業の利用を決定したときは、実施施設の長に対し児童ショートステイ委託書（第4号様式）により通知するものとする。

（緊急利用の手続）

第8条 申請者は、緊急を要するため前条第1項の規定により利用の手続をすることが困難なときは、口頭により事業の利用を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定により申し出があった場合において、即時利用が必要と認められるときは、利用に必要な事項を聴取し、利用させるものとする。

3 前2項の規定により即時利用したときは、速やかに前条に定める手続をしなければならない。

（手数料）

第9条 事業の利用の決定を受けた者（以下「利用決定者」という。）は、平成12年春日井市告示第26号（児童の乳児院等における一時的な保護に係る手数料の細目料金）に規定する手数料を負担する。

2 市長は、この事業が完了したときは、前項に規定する手数料の額を児童ショートステイ手数料納付明細書（第5号様式）により、利用決定者に通知するものとする。

3 利用決定者は、前項の通知を受けたときは、市長の指定する日までにこれを納付しなければならない。

（利用解除）

第10条 利用決定者は、利用期間満了前に利用の要件がなくなったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、利用期間が満了したとき又は前項の報告があったときは、児童ショートステイ解除通知書（第6号様式）により利用決定者及び実施施設の長に通知するものとする。

（送迎）

第11条 事業の利用の際の送迎は、利用決定者が行うものとする。

（実施施設への支弁）

第12条 市長は、実施施設に対し次の表に定めるところにより委託に要する経費を支弁するものとする。

日額

	支 弁 額
2歳未満児	10,700円
2歳以上児	5,500円

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行し、改正後の春日井市児童ショートステイ事業実施要綱の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年2月17日から施行し、改正後の春日井市児童ショートステイ事業実施要綱の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月29日から施行し、改正後の春日井市児童ショートステイ事業実施要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年10月8日から施行し、改正後の春日井市児童ショートステイ事業実施要綱の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月27日から施行し、改正後の春日井市ショートステイ事業実施要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。